

●規程改正の概要

要 旨	働き方改革の推進に伴う労働基準法の一部改正に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。
	地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正（規程第●号）
	<p>年5日の年次有給休暇（以下：年休）を労働者に取得させることが使用者に義務付けられたことに伴い、使用者が付与した日（基準日）から1年以内に5日について、取得時期を指定して年休を取得させなければならない（労働基準法第39条第7項）こととなつたため規程の改正を行う。</p> <p>（参考）労働基準法第39条第7項 使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇（中略）の日数のうち五日については、基準日（中略）から一年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。</p>
内 容	<p>○要件等</p> <p>対象者：年休が10日以上付与される労働者 (管理監督者を含む)</p> <p>基準日：正職員、研修医、専修医、専攻医：1月1日 臨時職員、非常勤職員 : 採用6月経過後の月の初日 新採用職員※1 : 4月1日 中途採用職員※2 : 採用日</p> <p>※1 正職員、研修医、専修医、専攻医に限る ※2 8月1日以降採用の場合は、10日未満の付与のため対象外</p> <p>罰則：30万円以下の罰金（未達成者1人につき）等</p> <p>※令和2年4月以降については、会計年度任用職員制度が開始されるため、基準日は変更となる可能性あり（臨時職員、非常勤職員）</p>
	<p>○追加条文</p> <p>使用者による年次有給休暇の時季指定を実施できるようにするため、第16条第5項の後に、次の項を加える。</p> <p>6 第1項から第3項までの年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を付与された日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、理事長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。ただし、職員が前項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。</p>
施行期日	令和2年1月1日から施行する。

機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表（令和2年1月1日施行）

新	旧
第16条 略 6 第1項から第3項までの年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を付与された日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、理事長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができ。ただし、職員が前項の規定による年次有給休暇を取得した場合には、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。	第16条 略 6～10 略
7～11 略 附 則（令和元年規程第●号） この規程は、令和2年1月1日から施行する。	